

(第一類 第十八号)

第一回 国会 衆議院 決算委員会 議録 第二十二号

(七九八)

昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

委員 奥平昌太郎君 河合義一君

片島 港君 辻井民之助君

高津 正通君 馬越 晃君

戸叶 里子君 中曾根康弘君

大上 司君 平井 義一君

富田 照君 受田 新吉君

宮崎 靖君 出席國務大臣

出席政府委員

外務事務官 下田 武三君

内務事務官 林 敬三君

内務事務官 萩田 保君

農林事務官 清井 正君

委員外の出席者

會計検査院 東谷傳次郎君

事務局長 專門調査員 大久保忠文君

十一月二十一日

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案(内閣提出)

(第一〇二號)

地方財政委員会法案(内閣提出)(第一〇三號)

十一月二十四日

内務省官制等廢止に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出)(第一一三號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

昭和二十年度歳入歳出總決算、昭和二十年度特別會計歳入歳出決算

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廢止する法律案(内閣提出)

(第一〇二號)

地方財政委員会法案(内閣提出)(第一〇三號)

内務省官制等廢止に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出)(第一一三號)

○山竹委員長 これより會議を開きます。

本日の日程のうち、まず内務省改題に關する本委員会付託の法案の審議をこれより始めたいと思ひます。日程には内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案及び地方財政委員会法案、この二件を上げてあります。が、昨日本委員会に追加として付託になりました内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案を、併せて審議をいたしたいと思ひます。御異議がなければさうにいたします。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○竹山委員長 ではこれよりこの三法律案に對する政府の説明を求めます。木村内務大臣。

内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案
内務省は、昭和二十二年十二月三十一日限り、これを廢止する。この目的のために、左に掲げる勅令は、これを廢止する。
内務省官制

内務省調査局臨時設置制
戰災復興院官制
戰災復興院特別建設局臨時設置制

附則

從前内務省において所管した事務でその廢止の日において殘存するものは、内閣總理大臣の管理に屬する内務局においてこれを所掌する。從前の内務省の組織及び職員で内務局の事務處理のため必要なものは、政令の定めるところによりこれに移管される。

内務局の長は、國務大臣を以てこれに充てることが出来る。
内務局は、臨時の機關とし、法律の定めるところに従ひ、その權限が他の機關に移管され、又は廢止される時に、その權限を失ひ、又はその存立を失ふ。
内務局は、いかなる場合においても、その設置の日から九十日を超えて存続することは出来ない。

地方財政委員会法案

地方財政委員会法

第一條 内務省の廢止に伴ひ、地方財政の自主化に資するため、内閣總理大臣の管理のもとに、臨時に、地方財政委員会を置く。

第二條 地方財政委員会は、國家公益と地方公共團體の自主權とが調和するように、地方財政の自主化を圖るため、左に掲げる事項を包含する計畫を立案する。
一 租税の賦課及び徴収に關する事項

二 借入及び公債の發行に關する事項
三 豫算、經理及び決算に關する事項

四 地方行政遂行のため必要な國家資金の公平な配分に關する事項

五 地方公共團體の政府に對する財政報告に關する事項

第三條 地方財政委員会は、前條の規定による事務の遂行上必要があるときは、證人を喚問し、又は關係機關に對し記録の提出を命ずることが出来る。

第四條 地方財政委員会は、左に掲げる者に就き、内閣總理大臣の任命した委員を以て、これを組織する。

一 他の行政事務を分擔管理しない國務大臣 一人

二 國會議員の中から代表者として衆議院議長及び參議院議長の指名した者 一人

三 都道府縣知事の代表者として 一人

四 市長の代表者として 一人

五 町村長の代表者として 一人

第五條 地方財政委員会の委員長は、國務大臣たる委員を以て、これに充てらる。

委員長は會務を總理し、委員會を代表し、所部の職員を指揮監督する。
委員長に故障があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

第六條 地方財政委員会は、委員三人以上の同意を以て、會務を決する。

第七條 地方財政委員会の委員(國務大臣たる委員を除く)は、一般官吏の俸給の額よりも高く、國務大臣の俸給の額よりも低い額の範圍内で、内閣總理大臣の定める額の手當を受けるものとする。

昭和二十二年法律第八十號第七條の規定は、國會議員で地方財政委員會の委員を兼ねる者の受ける手當について、これを準用する。

第八條 法律で定める事務を補佐させるため、地方財政委員會に事務局を置く。

事務局には、政令の定めるところにより、必要な職員を置く。但し一級官及び二級官の定員は、通じて十二人を超えてはならない。

附則

この法律は、公布の日から三十日を經過した日からこれを施行する。

第二條の規定による計畫に關する地方財政委員の立案に基く所要の法律案は、この法律公布の日から九十日以内に、これを國會に提出しなければならない。
地方財政委員会は、第二條の規定による計畫の提出後においても、その實施について必要な諸般の調査を行うため、この法律公布の日から一年間を限り、存続するものとする。第三條の規定は、この場合における調査

査の事務に關し、これを準用する。
地方財政委員會は、前項の規定による調査の結果に基き、關係機關に對し所要の報告をなすことができる。

地方財政委員會の最初の委員が、委員が任命されるまでの間は、逐次任命された委員だけで會務を處理することができ。

内務省の廢止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地方税法、地方分與税法その他の法令により、地方財政に關し從來内務大臣に屬した權限は、臨時に地方財政委員會の補佐により、内閣總理大臣がこれを行うものとする。

内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案
第一條 左に掲げる法令中「内務大臣」を「主務大臣」に改める。
土地收用法
運河法
水道條例
下水道法
水利組合法
國籍法

明治三十一年法律第二十號
(外國人を養子又は入夫となす件)
史蹟名勝天然記念物保存法
昭和二十一年勅令第一號(政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する件)

銃砲所持禁止令
外國人登録令
昭和二十一年内務省令第二十五號(掠奪品の沒收及び報告に關する件)
昭和二十一年内務省令第三十號(正規陸海軍將校又は陸海軍特別

志願準備將校であつた者の調査に關する件)

昭和二十一年内務省令第三十一號(外國映畫の調査に關する件)

第二條 行政官廳法の一部を次のように改正する。
第十三條中「戰災復興院總裁」を「建設院の長」に改める。

第三條 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の處分に關する事務は、當分の間、内閣總理大臣の管理の下に、建設院總務局においてこれを掌る。

第四條 連合國最高司令官の要求に基き掠奪品の調査、保管及び處分に關する事務は、當分の間、外務大臣の管理の下に、終戰連絡事務局においてこれを掌る。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

○木村國務大臣 たいだいま議題となつております内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案、地方財政委員會法案、内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案について、その提案の理由、並びに内務省の廢止に關する諸法案について申し上げたいと思ひます。新憲法並びに新地方自治法の精神に則りまして、内務省を廢止することを適當と認めまして、先般本國會に對し、地方自治委員會、公安廳及び建設院設置法案ほか二件を提案いたしました。ところがその後新たな諸般の情勢に鑑みまして、さらにこれが諸法案に検討を加える必要を認めましたので、右三案を撤回したことは御承知のことと存じます。これに代りまして内務省廢止に關する法律案で、すでに國會に提出し、御審議を願つておりますものは、本日提案になつております二法律案のほか、警察の基本組織及びその運営に關する警察法案、政府における法務統轄のため最高法務廳設置法案であります。また近々國會に提出いたすべく準備いたしておりますものは、消防の組織に關する消防組織法案、及び國土建設に關する建設院設置法案であります。またこのほかに國會において選舉の事務に關して、全國選舉管理委員會法案が立案せられておることは、御承知のことと存するのであります。

以上の諸法律案により、内務省は本年限りをもつて廢止するはずであります。かくて現在の内務省の所管事務のうち、警察及び消防に關する事項は、警察法案及び目下國會に提出準備中の消防組織法案に示されてあります通り、國家公安委員會及びその他に移管いたします。

地方財政に關する事務につきましては、國家公益と地方公共團體の自主性を調和せしめまして、地方財政の自主化をはかりましたために、内閣總理大臣の管理のもとに、臨時に地方財政委員會をおき、地方財政に關する主要な問題につき計畫を立案せしめることにいたしております。この地方財政委員會は國務大臣を委員長とし、國會議員、府縣知事、市長、町村長の代表者より成る委員をもつて構成せしめ、また委員會に事務局を設置いたしまして、委員會に關する必要な事務を補佐せしめることにいたしたいと思ひます。この委員會におきまして地方財政に關する計畫を立案し、本法案公布後九十日以内に國會に提出するはずであります。

現在地方局において所管いたしております選舉に關する事務は、國會において立案中であります。全國選舉管理委員會法案により、全國選舉管理委員會の所管に屬するはずであります。

現在の國土局の所管事項は、戰災復興院の事務と併せまして、内閣總理大臣のもとに建設院を設けて處理することにしたしたいと思ひます。建設院の機構等は先般提出して御審議を願ひまして、途中で撤回しましたものと大體同様であります。今回は内部の局の名稱及びその所管事務等も法律に明記したのであります。なお現在調査局で所管していますいわゆる特殊物件に關する事務は、當分の間建設院で所掌することにいたしたいと思ひます。

さらに現在調査局において所掌しております事務のうち、外國人の登録、政黨、協會その他の團體の結成の禁止に關する事項及び連合國最高司令官の要求に基き諸調査等に關する事務は、現在内務大臣官房において所掌してあります。國籍に關する事務とともに、最高法務廳設置法案により、それら最高法務廳の各部局は併せて所管せられるはずであります。

なおこのほか同じく調査局の所管事務でありますいわゆる掠奪品に關する事務は、當分の間外務大臣の管理のもとに終戰連絡事務局において所掌せらるべく、内務省官制等廢止に關する法律案の整理に關する法律案に規定いたしております。

さらに從來の内務省所管の事務の中で、右以外の事務の必要なものはそれぞれ他の機關に移管することになつておりますが、まだその措置が確定せぬからあるいは以上申し上げましたものの中、明年一月一日より實現出來ぬものがあり、また警察法の全面的施行が一月一日に間に合はぬことも考えられます。内閣總理大臣の管理のもとに内務局を明年一月一日より設置し、從前内務省において所掌した事務で、その廢止の日はまだ他の官廳に移管されずして殘存するものを所掌することにしたしたいと思ひます。

以上が今回内務省廢止に關し國會に提案いたした、また提案いたすべく準備中の關係諸法律案の概要であります。何とぞ提案いたしましたものより御審議の上、速やかに御可決あらんことを希望いたします。

○竹山委員長 續いて政府委員より補足的な説明を求めます。

○林敬政府委員 たいだいま内務大臣より提案理由の説明を申し上げたのでありますが、なお補足いたしました説明をさせていただきますと思ひます。

内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案によりまして、内務省は十二月三十一日限りこれを廢止することにいたしております。ところが十二月の末までは大體すべて今までの所掌しております事務は、内務省でこれをこのまま行。それからこれが一月になりますと、一月一日に新たに發足する機關のできますものにつきます。これにその機關を移しまして、そちらで發足いたすことにいた

しまして、なお残存するものについて、九十日の期間を限りまして、内閣に内事局を設置して、そこで所掌をなさる。そうしてその内事局で所掌をなさる。そうして、逐次法務廳でありまして、あるいは國家公安委員會でありまして、あるいは新機關が設立されるわけでありまして、その設立に伴いまして、たとえば二月一日にできまう場合は、その機關に二月一日から移すといふふうな、逐次機能他を新設機關に移してまいりまして、そして設置の日から九十日までの間に、あるいはそれより速やかなる機会において内事局を廢止して、完全に内務省の機能を新機關に移して發足させる。かような方法でもつてこの廢止を行おうとするものであります。

それで、大體の見込みを申し上げますと、内務省には國土局と地方局と調査局と警保局と四つの局がありまして、その機能を行つておるわけでございまして、國土局は戰災復興院と合してできることを豫定されております建設院、これについては近く國會へ法律を提出いたしまして、御審議を願うことになると存じますが、大體この御審議を願つて通過いたしました上で、一月一日ごろからこれを發足するよう間に合せてまいりたい、かように考えております。

それから地方局でございますが、地方局の中の地方財政に關する仕事は、ただいま提案いたしました地方財政委員會、これに移すことになるのでありまして、これは内務省の廢止とともに、この機關に移るといふふうに法文がなつておりますので、これは明年の一月一日からそちらに移して發足する

という豫定に考えております。

それから地方局の選挙に關する事務は、御承知のごとく衆議院の政黨法關係の委員會におきまして、全國選挙管理委員會法案というものを立案中でございまして、これが成立をいたしたていりました場合、遅くも十二月の末日までには選挙に關する内務省の機能をその機關に移すという豫定に考えております。

それから調査局でございますが、調査局の中の特殊物件は、建設院の設立と同時に移す豫定に考えております。掠奪物件關係は、終戦連絡事務局の方に移す豫定に考えております。なおその他の一般の調査局としての仕事は、最高法務廳というものができます豫定になつておりますので、その方へ移す豫定でありまして、今のところ私も明確な豫想は立ちがたいのでございまして、大體二月一日ごろになるのではないかと豫測されております。

それから警保局の仕事につきましては、一般の警察の仕事はこれまで御承知のごとく警察法によりまして設立されることを豫定されて、國家公安委員會に移るのでありまして、法律成立の上は極力それが施行をいそぐと考えられるのであります。できるだけ早くと考えておりますが、一月、二月、三月、まあ二月あたりが一番當るのではないかと考えておる次第でございます。

それから經濟警察については、別途何らかの機關をつくつて、それでやらせることになることの方で、今考案中でございます。

それから消防につきましては、消防法によりまして、これまた國家公安委員會のもとに、消防に關する特別の機關を設けて、これに移す豫定にしております。その時期はやはり警察に關する國家公安委員會の活動が開始されると同時といふことを、大體豫定しておるような状態でございます。

大體そういうふうな目途のもとに、急ぐものでありますから、關係方面との折衝の終了いたしましたものからお諮りをして、御審議を願う次第でございます。この内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案、及び内務省官制廢止に伴う法令の整理に關する法律案につきましては、以上の精神をもちまして、いわゆる事務的な整理を加えて、法案として提出した次第でございます。

會員のもとに、消防に關する特別の機關を設けて、これに移す豫定にしております。その時期はやはり警察に關する國家公安委員會の活動が開始されると同時といふことを、大體豫定しておるような状態でございます。

大體そういうふうな目途のもとに、急ぐものでありますから、關係方面との折衝の終了いたしましたものからお諮りをして、御審議を願う次第でございます。この内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案、及び内務省官制廢止に伴う法令の整理に關する法律案につきましては、以上の精神をもちまして、いわゆる事務的な整理を加えて、法案として提出した次第でございます。

それから地方財政委員會でございますが、これにつきましては逐條的に、ごく簡単な御説明を加えさせていただきますと存じます。

第一條は内務省の廢止に伴つてできるものであること、その主たる目的は地方財政の自主化をはかること、それからこれは内閣總理大臣の所管のもとにある臨時機關であるという、この三つのことを第一條にうたつて、すべての性格を現わしておるものであります。

それから第二條におきましては、この主たる機能を書いたわけでございまして、この目的は、この一から五に掲げてありますように、地方財政全般に關しまして、その地方財政の自主化をはかるために、これらの全般の五つの事項を包括するところの計畫を立案する、こういう計畫策定機關であるといふ性格を明らかにしたわけであります。但しこれは國家の公益と調和する

ようにいかなければならないという念のための注意がはいつておりまして、國家公益と地方公共團體の自主權が調和するように、そのわく内において極力地方財政の自主化をはかる。こういうプランを策定する機關であるといふことをうたつております。

それから第三條は、その仕事をやるために證人を喚問したり、記録の提出を命ずることができるといふことをうたつておるものであります。

それから第四條は、委員の構成であります。一から五に掲げてありますように、國務大臣、但しこれは他の行政事務を分擔管理しない國務大臣、それから國會議員の中から衆議院議長及び參議院議長の任命したものが一人、都道府縣知事の代表者として一人、市長の代表者として一人、町村長の代表者として一人、こういう五人の人につきまして、總理大臣が任命するといふことを書いてあるわけでございまして、次の第五條におきましては、委員長は國務大臣たる委員がなり、故障のあるときの規定を附加して設けてござい

ます。

それから第六條におきましては、會議の執行の方法を書いたのであります。三人以上の同意でもつてこれを行つていくといふことを書いてござい

ます。それから第七條においては手當を言いたものであります。一般官吏の俸給よりも高く、大臣の俸給よりも低い程度の手當を出すといふことを書き

ました。但し第二項におきましては、國會議員で委員になる者は、いわゆる差額支給の原則が適用されるのであります。國會議の手當の方が低ければ、そ

の差額を給與する、高ければ給與を受けない、こういう規定が適用になることを書いたものであります。

第八條は、事務局でありまして、事務局には必要な職員をおくが、一級官、二級官の定員は十二名を超えないといふことを書いたものであります。

それから附則であります。附則の第一項では、公布の日の後三十日を経過した日から施行することになつておりますので、御審議を経てこの法律が成立いたしましたならば、内務省は二月三十一日でなくなりますので、でき得る限り一月一日より三十日前にこれを公布して、一月一日からこの機關に移る。かような方法を講じてまいりたいと期待をいたしておるのであります。

それから附則の第二項であります。これは第二條による計畫をつくりまして、できるだけ早く地方財政の自主化をはかる必要があるという見地から、この公布の日から九十日以内、すなわち十二月初めに公布になるならば、十二月の末か、三月の初めごろに、その計畫に基く法律案を國會に提出しなければならぬという期限をつけたものであります。

第三項は、なおそういう法律を提出いたしたとしても、それからあと、その成立にもいろいろ迂餘曲折もあると存じます。また成立いたしましたも、いろいろ補修、追加、訂正、手直しも必要と考えます。またそれが具體的に實施にはいる前の準備行為も必要と考えます。實施にはいりましてから調査を行つて、完全に立派な地方財政の自主化が行われるか、どうかを見届ける必要もあります。それでこの委員會は一

四九

四九

四九

四九

四九

四九

四九

簡年間に存在して、その間の實施について必要な諸般の調査を行うといふことが規定されておるのであります。それでその調査の事務について、證人を喚問したり、記録の提出を命じたり、または第四項によりまして、關係機關に對して勸告することができるとなつております。

それから第五項におきましては、委員が全員任命されるまでの間、もし手聞どることがありました場合には、すでに任命された委員だけで會議を招集することができ、旨を書いてあるのであります。

それから附則の末項でもありますが、本來この委員會は計畫立案機關であります。しかししたまま内務省は十二月三十一日で終了いたしますので、それからあと地方税法、地方分與税法その他の法令で、地方財政に關して内務大臣がもつておつた權限を、だれが處理するかという問題が起るわけでありまして、そこでそれを臨時に地方財政委員會の輔佐によつて内閣總理大臣がこれを行うといふことを、ここに規定してあるのであります。それでこの意味は地方財政の自主化をはかつて、極力中央政府が地方財政に關してもつ權限は、事情の許す限りできるだけこれをなくしていく。そうしてどうしても残るものについては、どの省に所屬さしたらいかが、あるいは内閣に一つの機關を設けて所屬さしたらいかが。それは自主化法律案のできぐあいによつて原案を作成して、どこへやらしたらいかがといふことを法律の中に書いてきめるといふ趣旨から、暫定的にその產婆役を委員會に預けて、實務を併せ行わしめ

る。かような意圖からこの末項を付したる次第でございます。

以上簡單でございしますが、補足説明を終ります。

○竹山委員長 ただいままでの説明に基き審議の決定をお諮りいたしておきたいと思ひます。今お聴きのうちに、實施期のある程度制約されておる關係もありまゝから、できるならば本日及び明日の午前中までに質疑を終つて、各黨とも黨の御決定を願ふ意味において一日あけて、二十八日の午前中に委員會で討論採決を願つて、午後の本會議はまだ決定はつきりませんが、できれば午後の本會議あるいはその翌日なり上程として、參議院にまわすという豫定にいたしたらいかがかと考へております。なおこれは地方制度の委員會及び財政金融の委員會と關連がありまして、連合審査會を開くことが必要と考へられますが、この點は今申す通り時日の點もありまゝで、あらかじめ委員長の一箇の見解として兩委員長と相談をいたしまして、連合審査會は形式的には省略をいたしまして、兩委員會から必要な委員の出席を願つて、質疑、意見の開陳を願ふといふことにいたしました。どうかといふことで、兩委員長とも了解をいたして御了承をいたしたい。この點を併せて御了承をいたしたい。御異議がなければさうな豫定で進行をいたしたいと思ひますが、いかがですか。

○竹山委員長 それではさうに決定をいたします。

ではこれから今の三案につきまして質疑を繼續いたします。まず私から一應前に出まして撤回された案との關連

について二、三伺つてみたいと思ひます。内務省官制等廢止に伴う法令の整理に關する法律案は前の案とは内容において別に變つた點がありますか。

○秋田政府委員 この法律案の第一條に多少變つた點がございます。第二條は、これはもと建設院の官制にはいつていたものをこちらに移したものでございします。第三條、第四條は新しい規定でございまして、現在調査局で取扱つてゐる三條、四條に書いてある

この行政の行方場所を書いたものでございします。第一條で變つてゐるものは、前にございした都會地轉入抑制に關する緊急勅令、ボツダム勅令が書いてあつたのでありますが、これは今同法律として提案されておりますので、その方でも直してあります。今度は省略いたしております。それから形像取締規則、これも道路交通取締法の附則によりまして直してありますので、これを省きました。あとは同じでございます。

○竹山委員長 次は内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案で、前と變つた點について伺ひます。

○秋田政府委員 實施の期限が十二月三十一日となりますが、もとは十月末日でございしました。それからなお附則におきまして内務局といふものを當分置いて職務にあたらせるといふ、この點が變つてゐるだけでございします。

○竹山委員長 地方財政委員會の點はまつたく前と構想が變つてきたのでありますが、前と構想を名稱から變えなければならなかつた理由をまず伺ひたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 これは速記をやめていただきます。

○竹山委員長 速記をやめてください。

(速記中止)

○竹山委員長 速記を始めてください。

地方財政委員會案といふものが新しく出てきたのは、前の案から見ても、なほ一層専門的に分割をした案になつたように思ひますが、地方自治のため、こゝういふ行き方をとられた政府の見解を伺つておきたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 この地方財政委員會ができましたのは、御承知のように、現在地方自治の中で、地方自治法によりまして、地方の行政の運営の基本あるいは地方の自治體の構成の基本、さういふような行政面の問題については、一應自主化が完了したと見ても、大體において差支えない状態であると存じます。そこでまた人事について、すでに知事公選、その他縣議員の公吏化の問題が實現して、これはまた地方分權ができてゐると見てよろしいと思ひます。そこで最後に残つてゐるのが地方財政の問題でありまして、これは國家財政と結びつきたいへんむずかしい問題であります。ゆゑに、一番あとに残されてまいつたのであります。そこで現在地方分權化の最大の問題、地方自治の最大の問題であり、焦眉の急であり、最も力を入れるべき問題は、この地方財政の問題であると思ひます。そこでその一番大切な財政のことだけについて、特にこれに専念する委員會を設けて、そのもとに専門の事務局を設けて、これが検討を加え、またその委員會には單にいわゆる政府側の官僚だけ

の作案によつては實情にはずれまゝで、地方自治體の代表者も入れた民主的機關をもつてこれをつくつていく。さうしてしかもこれを九十日以内に努力を盡しまして、國會に自主的な法律案を提出する。こゝういふ特に重要である財政を取出して、かつこれを民主的に處理させていく。しかもこれを急ぎますために期限をつけて出して重層的に、最後に残つたところの中央突破といふか、言葉は妥當でありませんが、さういふことをはかるためにこれだけを抜き出して、これに一番主力を注いで、財政委員會という法律案を提出した次第であります。

○竹山委員長 重層的にやられるとして、この法律は委員會が臨時的につくらなければならない理由、その後の處置について、今日政府の考へておる見解を伺つておきたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 前に申し上げましたように、地方自治の上においては、地方財政の面が、今後分權化を特に必要とする一番残された問題をもつておるのであります。これとてわが國の地方分權化、あるいは民主化といふことを速やかに完成いたしますためには、いかに複雑な問題であり、また慎重を要する問題でありまして、あまりにこの時期を遷延いたしますことは、日本の民主化のために好ましくないことである。かように考へる次第でございまして、最善の努力を盡して、これはとにかくにも九十日以内に國會に報告を出すという、いわゆる背水の陣を布いたしたことを明確にした法律案を提出する次第なのでござい

ます。しかしこれによりまして法律が

提出されますと、それが國會でそのまゝ通ることありましようし、いろいろとまた御審議もあり、御意見も出ることもあると存じます。それがかりに通りましても、それを準備しておる間に、また急いでつくり出す場合、いろいろの缺陷も出てくると思ひます。それでないといひましても、財政状態も刻々に變つてくる問題でありまして、いろいろ直していかなければならぬ問題も出てまいると存じます。それで一箇年の間そのやり方を見ましても、第一回に出してからなおそれで補正修正を加ふべき必要のあるときは、第二次、第三次と改正法律案を出してこれを完備ならしめ、またこれが運営上にいろいろと缺點も出てまいります場合に、これを直すための法律案を出す、あるいは勧告をする、こういう作業を繰返しまして、とにもかくにも大切なことであるから、一箇年以内に速やかにやる、こういう意圖をもつて期限を附したわけでございます。

○竹山委員長 次は前の案と違つた一つの特徴として委員会の委員の構成が變つております。どうかえた理由を簡単に伺つておきたい。

○林(敬)政府委員 前と變つておりますのは、言葉の表現はいろいろ違つておりますが、特に實質的に變つておりますのは、第四條の第三號、第四號、第五號でありまして、この前のはこの三、四、五を一つにしまして知事、市町村長の代表者から推薦する者が一人ということになつておつたのであります。しかるにその後におきましていろいろ當國會においても御意見の開陳がございまして、また市長會町村長においても非常に熱烈な希望がありまし

て、やはり知事、市町村長を一からげにして、その中から代表者を出すということでは、知事の代表者が出た場合に、町村長からはどうも代表という感じが出ない、また市長の方からいうと、知事、町村長の方からは代表が出そうだけれども、市長は市の数が少なくて、これが出ないかも知れぬ、こういうような希望がいろいろに出ますし、また熱烈なる運動の展開もあつたわけでございます。その結果とそれらの民論とを合せ考えまして、最も民主的に地方の聲を政府内部に反映をさせまして、地方財政の自由化をはかる委員構成として、それらの代表者の人を一人ずつ總理大臣が任命するのが最も適切であると考えまして、今回その點を修正いたしました次第でございます。

○竹山委員長 次に地方代表三、四、五の代表者の選出の方法について伺いたい。

○林(敬)政府委員 法文には單に代表者一人となつておりますので、法律上の意味は申し上げるまでもなく客觀的に見まして、代表として是認される人であればいいという意味に考えられるのであります。特別にその知事なら知事、市長なら市長からの授權があるとか、多數決によつてきまる、投票できるといふような格別のことをいたしませんでも、大體客觀的に見まして代表者としてふさわしい、こう見られる立場にあられる方であれば、總理大臣がそういう方を任命する、こういう法意に解せられるのであります。しかし具體的な運用の問題になつてきますと、おそらくは政府がこの市長會の方、あるいは町村長會の方、あるいは府縣知事の連合會の方、それらと交渉

をしまして、そして政府の見るところと、それから自治體の長の側の意向、それらの點を兩方からみ合せて一致するところをもつてきめていく、こういうことに相なるだらうと思ひます。

○片島委員 この地方財政委員會の委員の顔ぶれ、メンバーですが、非常に専門的な中央財政という問題について、ここに選ばれてきておる代表者の中に、從來俗にいう學識經驗者といひますか、特別な専門家の代表者がこれにはいつておらないのであります。これはどういふわけでここに素人ばかりとも限りませんけれども、そういう専門家を特に選ばれなかつたか、そのわけを一つ伺いたい。

○林(敬)政府委員 ごもつともなお尋ねてございまして、今後これが通過いたしました場合に、今後はこの委員會の運営上最も注意すべきはその點であると存じます。これはもし委員の数を多くすることが許されますような状態でありましたら、そういう方もはいつていただくことが委員會の權威上も、また實際にいろいろ事務を運営いたします上においても望ましいことであるとも存するものであります。やは、こういふ一つのあまり人数の多い、單なる諮問的な委員會というのではなかつて、この委員になつた人が責任者になつてやつていく、こういう自主的な委員會になりますと、あまり数の多いものはかえつて効果が薄らぐのではなからうか、こういうことも考えられまして、やはり私もは、この委員會に、なれば三人か五人、そのくらいが最も適當ではないかといふことを考えられるのであります。そうなりますとその構成であります、ここにその自治體

の代表者が三名はいつております。これはやはり一番この委員會として肝腎なことは、その専門的知識もまた肝腎であります。もう一つは、いわゆる自主的といひますか、民主的といひますか、そういう機關たらしめることも一番大切な要素であるという觀點から、こちらの代表者が三人はいつておるわけでございます。しかしながら専門的なことも必要なのであります。國務大臣になられる方においても、特にでき得べくんば財政に最も通じた無任所國務大臣にはいつていただくことが望ましいと存じます。また國會の代表者の方々からもその點の欠陥を補つて、いわゆる財政についての學識經驗のあるような國會議員の方にはいつていただくことがやはり好ましいと考えております。しかしやはり國務大臣、議員という方は、これはいづれも政治家であります。たま／＼そういう方に、そのうちが望ましいといひましても、制度の上ではそれを必ずしも望むことはできないわけでございます。そこでそういうことを補いますために、やはり囑託をいたしまして恒久的の方を囑託にする、あるいは臨時の短い期間の委員會でありますれば、參與とかそういう制度を事實上設けまして、お諮りをしていく、あるいは事務局の中に特に財政通の相當職見のある方を兼任でもしていただくとか、事務局員になつていただく。こういうことでもつて實際を補つてまいりたい。こういうふうに考えております。またこれは大藏省との關係もな／＼むずかしいのであります。大藏省との間に調和のとれるいい案がなければいけないと存じます。そういう場合には事前に

大藏省ともよく相談をする、あるいは大藏省の人にも特に囑託になつてもう、あるいは事務局員にもはいつてもう、それから閣議にこの法案を出した場合に、全面的見地からこれを見ていただく、また國會に出しまして全面的見地からも財政的見地からも大いにこれを働いていただく、かようなこととして缺點を補つて、遺憾なきを期してまいりたいと思ひます。

○片島委員 委員の顔ぶれの中で、知事の代表者市長の代表者、町村長の代表者といふものは、九十日間是最も忙しい期間でありまして、なお引續き一年間といふものは存続することになつておりますが、これを業務でやるといふことは非常に困難が伴ひはしないかと思ひますが、この點はいかがでございますか。

○林(敬)政府委員 ごもつともでありまして、この委員になられた方は、自治體の方も一番忙しいときであります。大變な仕事だと思ひます。またこちらにも忙しいので、この委員會にもどんどん出ていただかなければならぬと思ひます。そこで代表の選出方ということにもいろいろその間に苦心があるだらうと思ひます。あまり遠隔の方などについては、よほど自治體の方の手を抜いてかまわれない立場でないとおなりになつていただけないといふようなことに相なるかと存じておりますが、その間辛らさを兩方とも克服しながら何とかしてこれを切り抜けていくように努めたいと考えております。

○片島委員 次にこの都道府縣知事、市長といふものは、それ／＼公吏として相當の給料を受けておるわけでは

が、國會議員について二重の手當をやらなないのは、これは一人の人間に國民の負擔を高くかけないということであります。府縣知事なりあるいは市長といふものは、一方地方團體の職員ではあります、やはり國民からの負擔において給料をもらつており、またここに来て一般の官吏よりも高い額の手當を受けるということになれば、これは二重に國民に負擔をかけ、二重に給料をもらうような形になると思ふのです、この點いかがでしょうか。

○林(敬)政府委員 これは理論から申しますと、いわゆる出す途が違ふ、手當が違ふわけでありまして、自治體の方は市長なり町村長なりとして働いていただく、その報酬額を出すわけであり、それから國の方は委員として働いていただく報酬を出すわけであり、そこで自治體として町村長としての一人前の務めをしていただくそのほかに、委員會の仕事をしていただくわけでありまして、それに對してやはり手當を差上ぐべきではないかということになるわけであり、國家の仕事であればこれを兩方から出すわけにはいかない、しかしながら別の人格者から出てくるものでございますので、併給してもいい、これは理窟ですが、そういう理窟から出てくるのであります。それでは實際はということになります、それは月二千圓よりつとくになりまして、これは一般官吏よりも高い。官吏で一番高いのは次官ですが、次官よりも高く大臣よりも低い俸給というのであります。大藏省より査定を受けまして、追加豫算で提出いたします豫算は年間で二萬五千圓ということになるわけであり、それでこ

ざいますから、月に割りますと二千圓ほどであります。一般官吏の俸給は、局長で千五百圓、ただしそれでは生きていけないわけであり、相當の家族手當であるとかあるいは臨時手當といふようなものがつけ加わります、局長、次官級になると、三千圓から四千圓の収入になると思ひます。ところがこの條文そのままだいいますと、そういう家族手當等はつかない。官吏にはつかないのであります、手當にはつかないのである、いわゆる俸給號俸の中のはんどうの俸給に該當する部分がつくわけであり、そこで二千圓くらいになりますと、これは少し旅費なり滞在費などを補給いたしませんと、東京へかえりに月のうち十日出て來られた。こういうような計算にしてもこれでやつていけないといふくらいは状態ではないかと思ふのであります。それでは何も書かなかつたらということも考えられるのであります、少し内譯話になります、それを書きまさんと、一般の委員會の委員といふものがたくさんございまして、その方の豫算と同じにならざるを得ない。これは月に十圓、二十圓のものでございまして、これではそれだけの仕事をしていたらだかというにはあまり薄いことになるのではないかと。やはり俸給が一つのその人の待遇を示すわけでございます、大臣まではいかなくても次官よりは上の待遇を國家としてはするのだ、その氣持を出して尊敬の念を現わしたい。こういう氣持もあるわけでございます、そういうようなことでございまして、實際の手取りとしてはあえて多いことはないと、かように考えておりますので、

御了承を願ひます。
○片島委員 第八條で、事務局の職員は、二級官を通じて十二名と定めてありますが、この委員の方々の仕事は實際上には私は非常に重要なことだと思ふのであります。これが十二名くらいになつてますが、特に制限せられた理由はどういうわけであり、
○林(敬)政府委員 今まで内務省地方局の財政課で取扱つておりました仕事、財政改正についてぶつかりました仕事の分量と人間、それから割出した考へてみまして、今度のは特に畫期的な大きな問題であり、こういう委員がその上についておつて責任をもつ建前でありまして、それに少しさういふ點を考慮した人を加へまして、大體この程度でいけるという見通しをつけまして、十二名としたわけであり、また、かた／＼あまり龐大な組織になるということもかえつていろいろの觀點から適當ではないといふことも考え、十二名という數字を出した次第であります。
○片島委員 私はこれを特に十二名といふことをきめてありますのを見まして、おそろくこれは内務省でさういふ關係をしておつた方々がちやうど十二名くらいあつて、ここに割振りされたのではないかと感ぜられたのであります、今度いろいろ分割されて、いろいろの委員會が各省に割振られる。そうすると内務省の從來の官吏がそれ／＼分割してその方に移るもので、その割振りがさういふふうには法案に出てくるのではないかと感じたわけであり、今度のさういふ全

般の内務省の解體に伴つて、全體の定員としては、これは値えるものであるか、あるいは從來の内務省の官吏の數からするならば、今度分散せられたところの各機關において大きな増員を見るものであるか、これは全般の問題としての見通しを御説明願ひたい。
○林(敬)政府委員 全般の問題といひましては先ほど申しましたように、内務省の四つの局が全體十ほどに分れてまいるわけであり、そこでその人間の總計といふものは、まだきまつていない問題でございまして、集約いたしまして、正確に差引増減がどうなるかといふことはちよつと數字で出ないのであります、しかし私どもの氣持、政府の氣持としては、官吏は今減員すべきときでありますし、豫算においても一割を節約すべき時期でもござい、それがどうしても新しい機關または新しい使命が附加されてしつかりやつていかなければならないといふ場合の意味において増加すること、もちろんよいと存じますけれども、從來のものを引續いでやつていくといふときであれば、これはできるだけ減してかかるべきではないか、トタルとしては少くとも増減なしといふところまでもつていかなければならぬのではないかと、かような考えをもつて豫算の折衝にも當つておる次第であります。しかし非常に警察方面などで新構想、新機關といふものが出てきて、新しいことを實施するために特別の人を必要とするときは別だと存じます。そこで個々の問題の地方財政のことであり、これについては局長は計算の中に入れてかどるか、これは別問題とすると十一名になります。

それを何人でやつておつたかといふと、五名でやつております。それを今度の短い期間にいろいろ新しく畫期的にやる點があります。それから獨立の機關になつたさきのそれだけの必要なことがあると思ひます。たとへば會計にしても經理にしましても別にやらなければいけません。それから委員の方のお世話をする必要があり、委員會を開く手數もあり、それから單なる官吏の経験でない民間の専門家の人もこれをとつて活用していきたい。こういう氣持も加へまして、それを殖やしてある状態であり、その點においては割振つて、これだけがあるのだからという意圖ではありません。ちよつと連記を止めて……
○竹山委員長 連記を止めてください。
〔連記中止〕
○竹山委員長 連記を始めてください。
○河合委員 ここにはつきり書いてありますように、「地方分權の方向に即應する等のため」これで一應その理由がわかるわけであり、在來の機構を地方分權の方向に即應するようにするという理由は、どういふふうな解したらいのではありませんか。今までの内務省を解體してしまつて、この機構に改めるのは、地方分權の方向に即應するためである。その地方分權といふ必要はどこから出てくるのでしよう。それを一應承つておきたいと思ひます。
○林(敬)政府委員 たいへんむづかしいといひますが、大切なお尋ねだと存じます、私はかように考へております。新しい憲法がきまして、第八章

に地方自治という章が特に設けられて
おります。それで九十二條から九十五
條まで四箇條にわたつて、地方自治の
骨子を憲法の中に新たに書かれてまい
つたわけでありまして。その九十二條を
見ますと、「地方公共團體の組織及び
運営に關する事項は、地方自治の本旨
に基いて、法律でこれを定める。」こ
うなつておるのであります。地方自治
の本旨に基いてやるということは何か
というと、地方のことは地方でやつて
いく。こまかなことについては中央で
は干渉しない。大きなわけだけ中央で
法律できめて、その範圍内で地方に任
せて地方でやつていく。それが地方の
發達するゆゑんでもあり、國家全體の
發達するゆゑんでもある。これは地方
自治の第一歩であります。その趣旨に
従つてやつていくということが、憲法
にあらためてこれが書かれておるわけ
であります。そこでこういう條文が出
て來た根本は何かというと、やはり民主
主義と地方自治との關係だと思ひます
が、民主主義の基本をなすところの自
由と平等、こういう原則が中央の憲法
にも書かれるとともに、地方の自治運
営にも自由、平等の原則が書かれてこ
なければならぬ。その地方自治の上の
自由ということは何かといへば二つあ
ると思ひますが、いわゆる國家の權力
から地方團體が自由になるということ
も一つだろうと思ひます。それから地
方の住民がその政治に參與して、自主
的に眞の意味の自由というものを行
う、これがための作用ということが必
要だということも一つだろうと思ひま
す。國家の憲法に民主主義を採用し、
それを指導精神とし、その基礎になる
ところの自由と平等という思想を織り

こんであります。地方自治の上にも
それでやつていく。そうするとやはり
地方團體も國家權力から許される限り
においてはできるだけ自由にあるべき
であるということ、憲法の精神でも
あり、また憲法に基いて出るところの
地方自治の精神である。かように存ぜ
られるのであります。そういう結果か
ら地方分權に即應する、すなわち地方
のことは地方に任せて、國家の權力が
こまかいことに干渉しないような方向
に進むということは、新憲法の精神で
もあり、とりも直さず新しい日本の進
むべき方向でもある。そういう點から
考へてみますと、地方のことは地方で
自主的に、自治的にできるだけの範圍
を廣くやつていくことが、國家全體
を平和的、民主的に發展させるゆゑん
である。かような見地から、この地方
分權ということが現在叫ばれ、また地
方分權の方向に進んでいくということが、
國家の公益と相齟齬せざる限りに
おいては最も必要なことである。か
ように考へられまして、いろいろな制度
において地方分權ということが行われ
ておる。かように考へておるのであ
ります。

○竹山委員長 それでは先ほどお話し
したように、明日の午前十時から開會
をいたして、質疑を繼續いたしたいと
思ひます。
なおお願いを申しておくことは、先
ほどお話しをいたしましたように、財
政金融及び地方制度の兩委員會の分
連絡をとる意味において、各黨それぞ
れ兩委員との御連絡をおとりを願ひ
とをお願いをいたしておきます。
それでは内務省解體に伴う法律案の

審議は本日はこの程度で一應打ち切り
ます。

○竹山委員長 引續いて、決算に豫定
されました農林省及び外務省の分につ
いての審議をお願いをいたします。連
記を止めて……

(連記中止)

○竹山委員長 連記を始めてください
それで前會に引續いて決算の審議
にはいります。最初に農林省所管の二
十年度決算の審議にはいります。まず
農林省政府委員から二十年度決算の概
要について御報告を求めます。

○清井政府委員 昭和二十年年度農林省
所管經費決算の概要につきまして御説
明申し上げます。

まず一般會計について御説明申し上げ
ます。昭和二十年年度農林省所管の豫
算額は、歳出經常部におきまして一億
八千二百三十七萬餘圓、歳出臨時部に
おきまして十五億四千四百一十一萬餘圓、
合計十七億二千二百七十八萬餘圓で
ございまして、豫算決定後の増加額は、
歳出經常部におきまして五百萬餘圓、
歳出臨時部におきまして十六億八千五
百十四萬餘圓、合計十六億九千五百
餘圓でございまして、合計額は歳出
經常部におきまして一億八千七百三十
七萬餘圓、歳出臨時部におきまして三
十二億二千五百五十六萬餘圓、合計三
十四億一千二百九十四萬餘圓と相なる
のでございまして。

この増加を生じましたのは、前年度
から繰越しましたる金額が二億八千七
百九十一萬餘圓、また豫備金におきま
して、第一豫備金支出が七億九千九萬
餘圓、緊急對策費第一豫備金支出が九

千二百四十二萬餘圓、第二豫備金支出
が七億五千四百八十六萬餘圓、また豫
備金外臨時支出におきまして、國庫剩
餘金支出が二千八百八十一萬餘圓、緊
急財政處分支出において五億一千八百
十一萬餘圓がありましたことによるの
でございまして。これから豫備金のうち
第一豫備金におきまして支出いたしま
したのは、特定給與、現役及び優遇職員
給補償金、家畜傳染病防疫費、軍需資源
保護施設死傷補償金及び死傷手當、租
税外拂戻金、臨時家族手當、勤続手當、
臨時定員外職員給補償金、小切手支拂
未済償還金等でございます。緊急對
策費第一豫備金におきまして支出いた
しましたのは、疎開者就業費補助等で
ございまして。次に第二豫備金におきま
して支出いたしましたものもなるものは
開墾及び干拓費松根油補充増産對策
費、米麥供出獎勵金、農產物増産費、堆
肥増産獎勵金、作付轉換施肥補助、燒畑
施設補助等でございます。豫備金以外
におきまして臨時支出いたしましたもの
のうち、國庫剩餘金におきまして支
出したいたしましたものもなるものは、價格調
整補助金等でございます。緊急財政
處分におきまして支出いたしましたもの
もなるものは、食糧増產對策費、風
水害應急及び復舊費、漁船再保險特
別會計へ繰入補足等でございます。

次に支出濟額、翌年度繰越額及び不
用額について御説明申し上げます。支
出濟額は歳出經常部におきまして一億
七千六百三十萬餘圓、歳出臨時部にお
きまして二十九億八千四百萬餘圓、合
計三十三億七千七百七十四萬餘圓でござ
いまして、これを先ほど申し上げました
豫算現額に比較いたしますと、歳出經
常部におきまして一千七百七萬餘圓、歳

出臨時部におきまして三億二千四百七
十一萬餘圓、合計三億三千五百七十九
萬餘圓を減少したと見てゐるのでござ
います。この減少額のうち翌年度に繰越
しました金額は、會計法第二十七條に
よりまして、一億二千六百六十萬餘圓、
同じく會計法第二十八條によりまして
二十六萬餘圓、また明治四十四年法律
第二號によりまして百三十三萬餘圓で
ございまして、差引節約その他により
ましてまったく不用となりました金額
は、二億一千二百五十八萬餘圓でござ
います。これをもちまして、一般會計
についての御説明を終りたいと思ひま
す。

次に、特別會計の決算につきまして
申し上げます。
まず最初に食糧管理特別會計につ
いて申し上げます。この歳入の収入濟額
は三十二億四千三百二十一萬餘圓で
ございまして、歳出の支出濟額は二十九
億四百三十萬餘圓でございまして、ゆ
ゑに、歳入歳出差引が三億三千八百九十
萬餘圓の剩餘を生ずることと相なりま
す。この剩餘金は食糧管理特別會計法
第八條によりまして、翌年度の歳入に
繰入れまして、本年度の決算を終了
いたした次第でございまして。

第二には、薪炭價格調節特別會計に
ついて申し上げます。
この歳入の収入濟額は五億四千八十
四萬餘圓でございまして、これに本年
度におけるところの収入未済額一千八
百十四萬餘圓、前年度より繰越しまし
たる支出未済額にして本年度におきま
して支出済となりました金額一億三
千四百七十二萬餘圓、翌年度に繰越し
たる薪炭の價格四億六千七百七十六萬餘
圓、本年度における借入金償還額七千

萬圓を加算いたしますと、収入の合計は十一億七千四百七十七萬餘圓と相なるのでございます。そして歳出の支出済額は四億八千四百十六萬餘圓でございます。これに本年度における支出未済額の四億二百萬餘圓、前年度より繰越した収入未済のもの本年度で収入済となりました金額一千八百二十二萬餘圓、前年度から繰越した薪炭の價格一億七百三十三萬餘圓、本年度におきまして借入いたしました金額五千五百萬圓を加算いたしますと、支出の合計は十億六千六百四十二萬餘圓と相なるのでございまして、収入支出の差引は一億四百四十四萬餘圓の残餘を生ずるのでございまして、この残餘金のうち前年度から繰越してきまして損失額五千六百五十萬餘圓を補填いたしましたとしても、なお四千七百五十四萬餘圓の残餘を生ずるのでございまして、この残餘金は薪炭需給調節特別會計法第八條によりまして、翌年度の歳入に繰入すべきものであります。この残餘金に相當する額は薪炭その他の資産として現物を手持するものでありますから、歳入に繰入いたしました。そのまゝ本年度の決算を結了いたしました次第でございます。

第三には農業家畜再保険特別會計について申し上げます。まず農業勘定について申し上げます。此の歳入の収入済額は五千五百六十六萬餘圓でございます。歳出の支出済額は五千五百一十一萬餘圓でございます。歳入の歳出に超過いたしました。未経過再保険料に相當する金額が百八十四萬餘圓でございます。この金額が百八十四萬餘圓の不足を生ずることと相なるのでございまして、こ

の不足金の内六萬餘圓に對しまして、農業家畜再保険特別會計法第七條によりまして、農業家畜再保険業務勘定の決算上の剰餘より本勘定の積立金に繰入すべき金額が有りますので、これより補足いたしました。残額百七十八萬餘圓に對しては、同法第六條によりまして、積立金より補足いたしました。本年度の決算を結了いたしました。おる次第でございます。

次に家畜勘定について申し上げます。この歳入の収入済額は二百七萬餘圓でございます。歳出の支出済額は二百二萬餘圓でございます。歳入の歳入に超過いたしました。未経過再保険料に相當する金額は百五十二萬餘圓でございます。この不足金を補足するに足るものでございまして、この不足金の内六萬餘圓に對しましては、農業家畜再保険特別會計法第七條によりまして、農業家畜再保険業務勘定の決算上の剰餘より本勘定の積立金に繰入すべき金額が有りますので、これより補足いたしました。残額百四十六萬餘圓に對しては、同法第六條によりまして、積立金より補足いたしました。本年度の決算を結了いたしました。おる次第でございます。

第四には森林火災保險特別會計について申し上げます。この歳入の収入済額は五十八萬餘圓でございます。歳出の支出済額は三十二萬餘圓でございます。歳入の歳入に超過いたしました。未経過再保険料に相當する金額が六萬餘圓、支拂備金に相當する金額が七萬餘圓、この合計十三萬餘圓を繰除いたしまして、結局十二萬餘圓の剰餘を生じたことと相なるのでございまして、この剰餘金に對しましては、森林火災保險特別會計法第三條によりまして積立金に繰入れました。本年度の決算を結了いたしました。おる次第でございます。

最後に漁船再保険特別會計について申し上げます。この歳入の収入済額は千三百九十五萬餘圓でございます。歳出の支出済額は千三百五十五萬餘圓でございます。歳入の歳入に超過いたしました。未経過再保険料に相當する金額が四十萬餘圓でございます。この不足金を補足するに足るものでございまして、この不足金の内六萬餘圓に對しましては、農業家畜再保険特別會計法第七條によりまして、農業家畜再保険業務勘定の決算上の剰餘より本勘定の積立金に繰入すべき金額が有りますので、これより補足いたしました。残額百四十六萬餘圓に對しては、同法第六條によりまして、積立金より補足いたしました。本年度の決算を結了いたしました。おる次第でございます。

次に業務勘定について申し上げます。この歳入の収入済額は四十三萬餘圓でございます。歳出の支出済額は三十一萬餘圓でございます。歳入の歳入に超過いたしました。未経過再保険料に相當する金額が十二萬餘圓でございます。この不足金を補足するに足るものでございまして、この不足金の内六萬餘圓に對しましては、農業家畜再保険特別會計法第七條によりまして、農業家畜再保険業務勘定の決算上の剰餘より本勘定の積立金に繰入すべき金額が有りますので、これより補足いたしました。残額百四十六萬餘圓に對しては、同法第六條によりまして、積立金より補足いたしました。本年度の決算を結了いたしました。おる次第でございます。

以上をもちまして農林省所管の一般會計及び特別會計の決算についてその概要を御説明申し上げた次第でございます。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

なお昭和二十年度決算におきまして、會計検査院の批難を受けました事項一件につきまして御説明申し上げます。これは青森縣に對する作付轉換の補助金に對する批難でございます。この批難點については、當省としてはまことに恐縮に存じている次第でございます。詳細の點は辯明書の方に記載してございまして、何とぞその點について御了承願ひたいと思ひます。

以上をもちまして農林省關係の御説明を終了いたしました。

○竹山委員長 農林省關係に關して會計検査院の報告を求めます。

○東谷説明員 ただいま政府委員の方から農林省關係の一般、特別兩會計に關する決算の御説明があつたのであります。一般會計の方から御説明申し上げます。一般會計の決算のうち三億六千萬圓ばかりが検査未確定になつておるのであります。すなわち會計検査院の検査が済んでいないのであります。この三億六千萬圓の中の大部分でありますところの二億五千餘萬圓といふものは、農林省關係の分でありまして、これはお手もとに差上げてございまして、検査報告の五十四ページに掲げてあるものであります。一般農産物の増産補助の經費におきまして千九百萬圓が未確定になつておるのであります。さらに産業振興費におきまして九十萬圓臨時補助金というのがございます。それが六千九百餘萬圓、さらに食糧増産對策費というのがございます。その經費で一億六千餘萬圓が未確定になつておるのでございまして、これらは大體においていろいろ支出の内容につきまして、會計検査院から質問照會をいたしましたものであります。この決算の確定時期までは、回答を得ることができなかったために、

検査が終つてないというので、未確定になつておるのであります。これは昭和二十年度の検査報告の際に検査院の方から検査報告事項として掲げられるのが、この中からあると存するのであります。なお戦災によりまして證據書類がいり／＼と各方面において喪失いたしましたのであります。その關係で農林省において一般會計におきましては二千六百萬圓に相當する證據書類が提出不能になつておるのであります。特別會計におきましてはわずかでございしますが、食糧管理特別會計において五十七萬餘圓が證明不能になつておるのであります。なお戦災などによりまして決算科目の款項目不明の中で、農林省の一般會計におきまして項目不明としてあげられておりますものが二千六百餘萬圓あるのでございまして、特別會計におきまして食糧管理特別會計において、先ほどの五十七萬餘圓やはり項目不明といふことに相なつておるのでございまして、そのほか検査報告の六十二枚目に掲げてございまして、昭和十九年度で未確定になつておりますものをこの二十年年度の検査報告の際に確定いたしましたものが、これは少額であります。四萬六千圓ばかりあつたのであります。なお農林省關係におきましては、この検査報告の二十ページ、二十一ページに掲げてあるものであります。青森縣で支出いたしました三百五十萬圓、これは作付轉換施設事業に對して昭和二十一年四月に補助金を交付したものであります。この事件につきましては、轉換した作付段別が二千五百町歩というので補助金がついておるのであります。實際はその約半分でありまして、この千七百餘町歩

検査が終つてないというので、未確定になつておるのであります。これは昭和二十年度の検査報告の際に検査院の方から検査報告事項として掲げられるのが、この中からあると存するのであります。なお戦災によりまして證據書類がいり／＼と各方面において喪失いたしましたのであります。その關係で農林省において一般會計におきましては二千六百萬圓に相當する證據書類が提出不能になつておるのであります。特別會計におきましてはわずかでございしますが、食糧管理特別會計において五十七萬餘圓が證明不能になつておるのであります。なお戦災などによりまして決算科目の款項目不明の中で、農林省の一般會計におきまして項目不明としてあげられておりますものが二千六百餘萬圓あるのでございまして、特別會計におきまして食糧管理特別會計において、先ほどの五十七萬餘圓やはり項目不明といふことに相なつておるのでございまして、そのほか検査報告の六十二枚目に掲げてございまして、昭和十九年度で未確定になつておりますものをこの二十年年度の検査報告の際に確定いたしましたものが、これは少額であります。四萬六千圓ばかりあつたのであります。なお農林省關係におきましては、この検査報告の二十ページ、二十一ページに掲げてあるものであります。青森縣で支出いたしました三百五十萬圓、これは作付轉換施設事業に對して昭和二十一年四月に補助金を交付したものであります。この事件につきましては、轉換した作付段別が二千五百町歩というので補助金がついておるのであります。實際はその約半分でありまして、この千七百餘町歩

検査が終つてないというので、未確定になつておるのであります。これは昭和二十年度の検査報告の際に検査院の方から検査報告事項として掲げられるのが、この中からあると存するのであります。なお戦災によりまして證據書類がいり／＼と各方面において喪失いたしましたのであります。その關係で農林省において一般會計におきましては二千六百萬圓に相當する證據書類が提出不能になつておるのであります。特別會計におきましてはわずかでございしますが、食糧管理特別會計において五十七萬餘圓が證明不能になつておるのであります。なお戦災などによりまして決算科目の款項目不明の中で、農林省の一般會計におきまして項目不明としてあげられておりますものが二千六百餘萬圓あるのでございまして、特別會計におきまして食糧管理特別會計において、先ほどの五十七萬餘圓やはり項目不明といふことに相なつておるのでございまして、そのほか検査報告の六十二枚目に掲げてございまして、昭和十九年度で未確定になつておりますものをこの二十年年度の検査報告の際に確定いたしましたものが、これは少額であります。四萬六千圓ばかりあつたのであります。なお農林省關係におきましては、この検査報告の二十ページ、二十一ページに掲げてあるものであります。青森縣で支出いたしました三百五十萬圓、これは作付轉換施設事業に對して昭和二十一年四月に補助金を交付したものであります。この事件につきましては、轉換した作付段別が二千五百町歩というので補助金がついておるのであります。實際はその約半分でありまして、この千七百餘町歩

検査が終つてないというので、未確定になつておるのであります。これは昭和二十年度の検査報告の際に検査院の方から検査報告事項として掲げられるのが、この中からあると存するのであります。なお戦災によりまして證據書類がいり／＼と各方面において喪失いたしましたのであります。その關係で農林省において一般會計におきましては二千六百萬圓に相當する證據書類が提出不能になつておるのであります。特別會計におきましてはわずかでございしますが、食糧管理特別會計において五十七萬餘圓が證明不能になつておるのであります。なお戦災などによりまして決算科目の款項目不明の中で、農林省の一般會計におきまして項目不明としてあげられておりますものが二千六百餘萬圓あるのでございまして、特別會計におきまして食糧管理特別會計において、先ほどの五十七萬餘圓やはり項目不明といふことに相なつておるのでございまして、そのほか検査報告の六十二枚目に掲げてございまして、昭和十九年度で未確定になつておりますものをこの二十年年度の検査報告の際に確定いたしましたものが、これは少額であります。四萬六千圓ばかりあつたのであります。なお農林省關係におきましては、この検査報告の二十ページ、二十一ページに掲げてあるものであります。青森縣で支出いたしました三百五十萬圓、これは作付轉換施設事業に對して昭和二十一年四月に補助金を交付したものであります。この事件につきましては、轉換した作付段別が二千五百町歩というので補助金がついておるのであります。實際はその約半分でありまして、この千七百餘町歩

検査が終つてないというので、未確定になつておるのであります。これは昭和二十年度の検査報告の際に検査院の方から検査報告事項として掲げられるのが、この中からあると存するのであります。なお戦災によりまして證據書類がいり／＼と各方面において喪失いたしましたのであります。その關係で農林省において一般會計におきましては二千六百萬圓に相當する證據書類が提出不能になつておるのであります。特別會計におきましてはわずかでございしますが、食糧管理特別會計において五十七萬餘圓が證明不能になつておるのであります。なお戦災などによりまして決算科目の款項目不明の中で、農林省の一般會計におきまして項目不明としてあげられておりますものが二千六百餘萬圓あるのでございまして、特別會計におきまして食糧管理特別會計において、先ほどの五十七萬餘圓やはり項目不明といふことに相なつておるのでございまして、そのほか検査報告の六十二枚目に掲げてございまして、昭和十九年度で未確定になつておりますものをこの二十年年度の検査報告の際に確定いたしましたものが、これは少額であります。四萬六千圓ばかりあつたのであります。なお農林省關係におきましては、この検査報告の二十ページ、二十一ページに掲げてあるものであります。青森縣で支出いたしました三百五十萬圓、これは作付轉換施設事業に對して昭和二十一年四月に補助金を交付したものであります。この事件につきましては、轉換した作付段別が二千五百町歩というので補助金がついておるのであります。實際はその約半分でありまして、この千七百餘町歩

検査が終つてないというので、未確定になつておるのであります。これは昭和二十年度の検査報告の際に検査院の方から検査報告事項として掲げられるのが、この中からあると存するのであります。なお戦災によりまして證據書類がいり／＼と各方面において喪失いたしましたのであります。その關係で農林省において一般會計におきましては二千六百萬圓に相當する證據書類が提出不能になつておるのであります。特別會計におきましてはわずかでございしますが、食糧管理特別會計において五十七萬餘圓が證明不能になつておるのであります。なお戦災などによりまして決算科目の款項目不明の中で、農林省の一般會計におきまして項目不明としてあげられておりますものが二千六百餘萬圓あるのでございまして、特別會計におきまして食糧管理特別會計において、先ほどの五十七萬餘圓やはり項目不明といふことに相なつておるのでございまして、そのほか検査報告の六十二枚目に掲げてございまして、昭和十九年度で未確定になつておりますものをこの二十年年度の検査報告の際に確定いたしましたものが、これは少額であります。四萬六千圓ばかりあつたのであります。なお農林省關係におきましては、この検査報告の二十ページ、二十一ページに掲げてあるものであります。青森縣で支出いたしました三百五十萬圓、これは作付轉換施設事業に對して昭和二十一年四月に補助金を交付したものであります。この事件につきましては、轉換した作付段別が二千五百町歩というので補助金がついておるのであります。實際はその約半分でありまして、この千七百餘町歩

半分でありますとこそ、の千七百餘町歩

を日本商工經濟會に移して繼承させたいのでございます。當局といたしまして

は職員三十五名、その中にはまだ歸還していない職員も十数名がおつたのでございますが、そういう負擔を商工經濟會にかけなくてはいかぬ、そういう事情を考慮いたしまして、多少の裕り認め、そのことを適當と當時の當局者が考えまして、二十五萬圓のうち、わずか五萬圓だけの返還を命じたのであります。今日冷靜に考えますと非常に簡便な方法に墮したと批判できるのでございまして、何ぶん終戦前後の緊急事態で當時の當局者としてはむりのないところがあると思いますが、元來豫算の中では補助金については特に當局としては取扱ひを慎重にいたすべき性質のものであるにもかかわらず、手續の點、また補助金の返還を命じた額の點、双方におきまして今日から考えますと必ずしも適當でないと思料いたされるのでございます。當時の當局者は、次官、局長、部長、課長、ことごとくあるいは追放令に該當いたしました、あるいは行政整理または任意退職によりまして、今日現官の者は一人もないのでございますが、外務省として、今後とも補助金の取扱ひについては十分注意するようには、部内の注意を喚起いたしました次第でございます。以上をもちまして會計検査院から批難されました事件の概要を御説明申し上げます。

と申しますのは、必ずしも項目が内容を適當に現わしておりませんで、すべてに件費でございます。俸給、賞與、諸給與、家族手當、戦時勤勉手當、退官、退職給與金、そういった人件費的のものでございます。

○竹山委員長 ほかの省との比較をしなければならぬのですが、特に外務省だけがそういうものが多くて豫算より超過したということではないのですか。各省ともこれは同じ比率でそういうものが出たのですか。何か外務省の性質上特にそういうものが多かったのですか。

○下田政府委員 確かにほかの省に比べてまして大東亞省にこの種の經費が多かつたのですが、これはすべて外地の關係の件費でございます。引揚者等多数ございましたために、こういう結果になつた次第でございます。

○竹山委員長 いろいろ交錯しますが、農林省の方の戦災によつて一番大きな食糧管理を擔當しておつた農林省が國家としてどれだけの損失を受けたか。なお特殊物件等との関連もあるのですが、食糧について終戦の際に軍所管の食糧その他食糧管理について政府はどういう處置をとられたか、ごく大要を伺つておきたい。もし専門的なればまた別の機會でもいいですが、ごく概要だけを伺います。

○清井政府委員 食糧管理につきましては、戦時中におきまして非常にその操作に苦心をいたしておつたのであります。終戦にあたりまして、軍糧食の引揚ぎにつきましても、ある個所個所につきましては具體的に相當の數量を引取つたものと存するのであります。すけれども、その詳細につきましては、存じておらないのであります。適當の機會に詳細に御説明申し上げたいと思ひます。

○竹山委員長 會計検査院からの報告で、農林省が非常に未確定の分が多い、このことは總括的に見てどういふことからそういうことになつたのですか。

○清井政府委員 ただいま會計検査院の方から御説明がございました。農林省關係の未確定金額その他、先ほど御説明いたしました通り、總額で二億六千萬圓程度の金額があるのでございます。この點は主としてその内容としたしましては、項目をいたしましては農産物増産補助なり産業振興補助なり、臨時補助金なり、食糧増産に對する補助金、緊急對策費とわかれておりますけれども、この金額のうち大部分は開拓關係の補助金であるのであります。

○竹山委員長 先ほど御説明の中で緊急財政處分で六千萬圓の支出をされた、その中には今のお話もあつた善後處理費というふうなものが内容としてはいつておるのですか。なお地域事務の應急處理費というのはどういうのですか。

○下田政府委員 地域事務應急處理費

きまする繰越その他の關係から非常なその操作に苦心をいたしておつたのであります。終戦にあたりまして、軍糧食の引揚ぎにつきましても、ある個所個所につきましては具體的に相當の數量を引取つたものと存するのであります。すけれども、その詳細につきましては、存じておらないのであります。適當の機會に詳細に御説明申し上げたいと思ひます。

○竹山委員長 會計検査院からの報告で、農林省が非常に未確定の分が多い、このことは總括的に見てどういふことからそういうことになつたのですか。

置をとりまして回答しているような次第でございます。私どももいたしましては、これはただいま申しました使ひ切れず相當の金額が残つてをという點につきましての御質問であり、またそれについての御回答がこの締切りの時に間に合はなかつたということが、未確定分ということではないかと思ひます。

○竹山委員長 會計検査院からの報告で、農林省が非常に未確定の分が多い、このことは總括的に見てどういふことからそういうことになつたのですか。

○清井政府委員 私どももいたしましては、検査院の方にも御回答申し上げ、検査院より再度御質問がありまして、それについて大體御回答申し上げております。しかしこれについての最後の決定は検査院の方でなさる。私の方では御決定願うことを願つております。その希望をもつておる次第であります。

○東谷説明員 ただいまの農林省關係の未確定の點でございますが、大體政府委員から御説明のあつた通りであります。今青森縣の件が批難事項として、掲げておりますが、大體これに似通つたものも相當ありまして、結局二十年度で申しますと、二十年度の終りに、すなわち二十一年の三月の終りとか、さらにまわつて四月というふうなことがございまして、受け入れておる地方公共團體の方では年度のほんとうの末日に、あるいは年度の終つた時に受け入れたのであります。それから、二十年度としてはもちろん使ひ切れないわけでありまして、さうなわけで結局この使速というものはどういふふうになつておるかというのを中心にして會計検査院が質問をいたした

ないという情勢と相なりまして、當時豫備金なり、緊急財政處分なりをお願ひいたしました相當の龐大なる金額の御支出を願ひまして、緊急開拓政策というものを立てて推進いたしまして、今日に至つておるような状況なのでございます。そうしてただいまお話のございましたこの未確定の金額もその關係の補助金でございまして、内容を少し申し上げれば、ただいま申し上げました通り開拓の増産施設の補助であるとか、開拓農場あるいは模範開拓村の補助であるとか、集團歸農者の就業の補助であるとか、食糧増産施設の設置補助といったような、主として開拓の關係の補助金であるのであります。これにつきまして當時の情勢からいたしまして、年度末に近いころになつて相當金額の支出の決定がございました。それに基づきまして當省といたしましては速やかに各團體なり各地方廳なりに補助金を交付いたしましたのでございますが、その時期が年度末に切迫いたしましたために、被交付團體といたしましては、當然その金額を二十一年度の方にもち越さざるを得ないという状態になつておりました。ちよと會計検査が行われました時には、なお相當の金額を使ひ切れずに未使用のまま残しておつたという状態であつたのであります。その間いろいろの質問がございまして、會計検査院の方からどうしてこんなに多額の金額が未使用のまま残つておるのであるかという趣旨の御質問がございました。當省といたしましては、當省においてお答えできるものはただちにお答えいたし、各縣に照會して回答しなければならぬものについては、それ、適宜の處

○竹山委員長 會計検査院からの報告で、農林省が非常に未確定の分が多い、このことは總括的に見てどういふことからそういうことになつたのですか。

○清井政府委員 私どももいたしましては、検査院の方にも御回答申し上げ、検査院より再度御質問がありまして、それについて大體御回答申し上げております。しかしこれについての最後の決定は検査院の方でなさる。私の方では御決定願うことを願つております。その希望をもつておる次第であります。

○東谷説明員 ただいまの農林省關係の未確定の點でございますが、大體政府委員から御説明のあつた通りであります。今青森縣の件が批難事項として、掲げておりますが、大體これに似通つたものも相當ありまして、結局二十年度で申しますと、二十年度の終りに、すなわち二十一年の三月の終りとか、さらにまわつて四月というふうなことがございまして、受け入れておる地方公共團體の方では年度のほんとうの末日に、あるいは年度の終つた時に受け入れたのであります。それから、二十年度としてはもちろん使ひ切れないわけでありまして、さうなわけで結局この使速というものはどういふふうになつておるかというのを中心にして會計検査院が質問をいたした

○竹山委員長 會計検査院からの報告で、農林省が非常に未確定の分が多い、このことは總括的に見てどういふことからそういうことになつたのですか。

○清井政府委員 私どももいたしましては、検査院の方にも御回答申し上げ、検査院より再度御質問がありまして、それについて大體御回答申し上げております。しかしこれについての最後の決定は検査院の方でなさる。私の方では御決定願うことを願つております。その希望をもつておる次第であります。

○東谷説明員 ただいまの農林省關係の未確定の點でございますが、大體政府委員から御説明のあつた通りであります。今青森縣の件が批難事項として、掲げておりますが、大體これに似通つたものも相當ありまして、結局二十年度で申しますと、二十年度の終りに、すなわち二十一年の三月の終りとか、さらにまわつて四月というふうなことがございまして、受け入れておる地方公共團體の方では年度のほんとうの末日に、あるいは年度の終つた時に受け入れたのであります。それから、二十年度としてはもちろん使ひ切れないわけでありまして、さうなわけで結局この使速というものはどういふふうになつておるかというのを中心にして會計検査院が質問をいたした

のであります。これに對する回答は逐次參つておりました。大部分はたゞいまでは回答が來ておるのであります。この中には、大體緊急對策諸費などで申しますと、事項にもよりませんが、半分以上はやはり國庫に返納するといふことに大體なつておるやうでございます。これはなべて全部がそうとは申しませんが、相當部分といふものが、たとえばある所に三百六十萬圓補助をしておる。そういったしましてそのうち國庫に返納をせしめなければならぬものが三百五十八萬圓あるといふやうなことで、ほとんどそういった補助事業といふものがございまして、會計検査院におきましては、たゞいまこれを回答を得たものにつきまして整理をいたしておるのであります。検査院の中の検査官會議その他に諮りまして、おそろくは多分二十一年度の検査報告にはこれを御報告することができると思ふのであります。大體たゞいまの状況はさういふ状況でございます。

○竹山委員長 青森縣の問題については一應農林省及び會計検査院の結果においては一致をしておられるやうであります。が、どうしてさういふことになられたか、農林省から重ねて經過だけの説明を求めたいと思ひます。

○青森府政委員 たいだいま御質問のございました青森縣の問題でございますが、これは昭和二十年當時、御承知の通りの食糧事情でございます。その際果樹園その他を養ふ他の主食に作付轉換をしなければならぬといふ一般の聲でございます。これに應じて政府といたしましては、果樹園を中心と

して作付轉換をいたしたいといふことになつたのであります。それに要する經費として、昭和二十年の十一月に、第二豫備金二千五百萬圓ばかり決定をみた。それをもちつて作付轉換の補償金にしたのであります。しかして青森縣に對しましては、昭和二十年に果樹園二千五百町歩の計畫があつて、この補助金は各府縣で果樹園を整理いたしました實績に應じて補助金を一段當り百四十圓出すといふことになつておつたので、農林省は青森縣に對してどの程度の果樹園を整理した實績があつたかといふ實績報告を求めたのであります。ここにも書いてあります通り、青森縣は火事で焼けて、その整理なり、復舊なりで相當混雜しておつたやうな事情もあつたかと思ひますけれども、縣廳にいたしましては、計畫面積である二千五百町歩をそのまま農林省に報告をしてまいつたのであります。私もといたしましては、その報告に基いて一段當り百四十圓、合計三百五十萬圓を二十一年の四月になつて青森縣知事に支拂委任をいたしたのであります。青森縣知事はたゞちに自治團體たる青森縣に交付するといふ手續をとつたのであります。縣にいたしましては、そのまゝと保有をいたしておつたのであります。當時検査院から検査に參つたときも、縣廳として交付を受けた三百五十萬圓の金はそのまま保有しておつたやうな状況であります。ところが實際の果樹園整理實地面積は、千七百九十九町歩八段といふのが實績でありましたので、これについて一段當り百四十圓の補助金を交付することになつて、二百四十萬七千七百二十圓なのであります。從つて殘

額の百九萬二千二百八十圓といふものの國庫返還を命じまして、たゞいま返還となつておるのであります。私もといたしましては、その責任上まことに遺憾に思つておる次第でございます。まして、縣當局に對しても注意をいたし、私もといたしまして、今後かかることなきやう十分注意をいたしたいと存じておる次第であります。

○竹山委員長 御質問がございまして、河合委員 たいだいま委員長からいろいろ質問がありましたが、これは各委員の質問を總括的にして下さるものと私は解釋をいたしたい。しかし各委員におきましては、お尋ねした点がありまして、今後はなるべく委員にも質問を、たいだいま私に質問する機會を與えられたのですけれども、まず第一に各委員の質問があるかないかを纏めていたゞいて、その上で委員長が、缺けておる點があるならば補足してお尋ねくださるなり、總括的な質問をしていただいても結構だと思ひますが、まず各委員にも質問する機會を十分考へていただきたいと思ひます。はなはだいや味を申して相済みぬわけですが、今後どうぞさういふふうにひとつ。

○竹山委員長 相済みません。

○河合委員 たいだいま外務、農林兩省においての二十年度の會計検査におきまして、兩方とも批難事項がたゞ一件だけつたといふことは、私は非常に結構なことだと喜んでおるわけでありまして、あの終戦當時いろいろ事務の上においても混雜錯綜をした際に、この龐大な會計の中で、各省とも一件より批難事項がなかつたといふことは國民のそ

人としてはなほ喜ぶわけでありまして、しかしこの批難事項は全般的の會計をお調べになつた上であつた一件しかなかつたものでありましようか、あるいはまわし帳を出すやうに検査されて、そしてたゞさういふ批難事項が発見されたものでありましようか。私もといたしましては、一件ずつのほかに絕對にさういふ批難すべき點がなかつたことと心得てよろしいのであります。それをまず第一に伺つてみたいのであります。

○東谷説明員 たいだいまの御質問でございますが、農林省及び外務省とも一件だけ會計検査院が批難事項として取上げたといふことは、戦争及び終戦後のごた／＼の際に非常によく會計の整理をされておられたといふ證左でありまして、非常に私どもとして喜んでおるのであります。しかしそれならば、今御質問になりましたやうに、會計検査院はあれだけであつたものはよろしいといふやうに十分な確信をもつて言えるかといふことは、これは衆議院におきましては決算委員會において、二度實は御了承を得たといふ氣持で御説明したことがあつたのであります。御承知のごとく、二十年度は上半期は戦争の最も激烈な時期であつたのであります。あとの半分は終戦後虚脱状態といひます。國民のだれもが不安にかられておる時期であつたのであります。會計検査院も同じやうに、戦争中はやはり書面の會計検査院への提出も思ふやうに参りません。來たものも途中で紛失するとか、あるいは焼失するとかいふ事態もありまして、空襲の関係で避難といふこともあります。また實地の検査に臨みまして、その

地方々々における空襲その他の事情で思ふに任せなかつたのであります。端的に申しますれば、書面検査におきましても、實地検査におきましても、會計検査院が十二分の検査をしておるということ、言ひ得ない私は存するのであります。ただ戦争激烈、敗戦後の相當ごた／＼のときにおきまして、會計検査院の少い人数で能く限りの努力を拂つておるということだけは十分覺つて申し上げることができると思ふのであります。先ほども申しましたやうに、検査報告の五ページにもありますやうに、戦争で焼けて證明が全然できないといふものも一般會計の歳出では二億五千萬圓ございまして、特別會計の歳出だけを見ましても、十億あるといふやうな状態でありまして、これは焼けたのでありますから、さういふ状態でありまして、實際思ふに任せなかつたのであります。しかしながらそれでは一件だけであるかと申しますと、先ほど申しましたやうに、農林省の關係におきましては、會計検査院で十分に検査が済んでないといふものだけで申しまして二億五千萬圓以上が残つておりました。これは検査が終つてないといふことでありますから、この次の昭和二十一年度の検査報告で御報告申し上げまして、御審議を願うやうになると思ひます。この中には青森縣に類似した事項があるやうに私は思つてゐるのであります。今回答を見ますとさういふものがあるのではありません。結局農林省の關係におきましては、二十年度の未確定を通じまして、相當程度あるといふことは申し上げられるかと思ひます。以上申し上げましたやうに、二十年

度は特別な状況下にありましたことを御了承願ひ、かつ未確定のものを重ねて御説明申し上げた次第であります。

○河合委員 ただいまの御答辭で大體のことがよくわかつたのであります。が、過去のことはともかくとして、私どもは將來のことをひとつ考へていきたいのであります。私が今あつた質問をいたしました意のあるところをよく御了承願ひまして、今後においては、國民が會計検査院に對しまして絶大なる信用をもつことができるよう、ひとつやつていつていただきたいと思います。それをお願いいたします。

それから農林省の今の御報告について、ただ一點お伺ひいたしたいのであります。食糧管理局においては歳出よりも歳入が大部分多く、剰餘金がたくさんあつたように承つたのであります。が、もう一度その金額を承りまして、その金額の内容を、大體でよろしゅうございませうから、どういふわけでそんなに剰餘金が多かつたかということを御説明願ひたいと思つております。

○清井政府委員 ただいまの御質問にお答へ申し上げます。昭和二十年度の食糧管理歳入歳出決定計算書に書きましたところの歳入の収入済額は三十二億四千三百二十一萬餘圓でありまして、歳出の支出済額は二十九億四百三十萬餘圓でございます。差別剰餘金が三億三千八百九十萬八千六百五十一圓ということになるのであります。この剰餘金は、先ほど申し上げました通り、法規に従ひまして翌年度に繰越をいたしましたのであります。そこで歳入の點について大要を申し上げますと、歳入の収入済額は三十二億四千三百二十一萬

圓、これは食糧を賣りました代金が主であるのであります。これを豫算額の三十七億三千五百萬圓に比べまして、實際の収入済額の方が四億九千九百六十八萬八千圓の減少に相なつておるのであります。これは當初計畫いたしましたよりも、主要食糧の政府買上げが少かつたことによるのであります。なおそれを詳しく申し上げますと、食糧賣拂代金だけでも四億二千五百萬圓の減少といふことに相なつておるのであります。その減少が主として歳入の方の収入の殖えましつたおもしろい點であります。

それから歳出の方は、豫算額は、支出済額が二十九億四百萬圓でありまして、これを豫算現額に比べますと八億九千八百萬圓の減少といふことに相なつておるのであります。歳出の減りましたおもしろいところは、結局事業の買ひ方が少かつたために、それに伴ひます各種の経費がずつと減少いたしましたといつておられます。各項目をそれぞれ各般にわたりまして一體に減少をいたしましたのであります。従つてこの差引金額は、法規に従ひまして翌年度に繰越しをいたすといふことに相なつておるのであります。もつともこの歳入歳出のただいま御説明申し上げましたのは、食糧管理の全體の財産とは關係がないのであります。その年の年の金の出入り決算でございます。金、金の出入りが結局入り方が支出よりも多かつたといふことでござい

ます。食糧管理の實際の米の賣買なり、米の數量なり、食糧關係の報告の問題とはちよつと關係が離れております。現金の収入支出決算算みといふことでございませうので、その點御了承を願ひたいと思ひます。

○河合委員 私が實は承りたかつたのは、食糧管理局の事業の面において剰餘金が多かつた。現物の勘定など、それに現れておりません。ただ歳出した金額と歳入の金額の比較だけが現れておりますから、はたして管理局の食糧操作の上において、どれだけの剰餘金が多かつたかといふことは當然わからなかつたかと思つておられるので、私は實は現金の残つておられる高、あるいは現金の出入りを見まして、どれだけの剰餘金が多かつたかといふことを知りたかつたのでお尋ねしたのであります。本日は二十年の會計決算でありませうが、實はこの場合、こつたことを尋ねることは私も尋ねる方が少し間違つておられるかと思ひますが、過日の豫算總會におきまして、アメリカから懸請をいたしました輸入をした食糧に對して、代金を拂つておられるか拂つていないかといふことを私は尋ねたのであります。ところが一厘も拂つていないといふ答辭でありました。それだけの答辭を得たのであります。實は懸念した

いは、國民に對してあれば代金をとつて渡しておるのであります。その金額が相當であると思つて、どつちかといふと、平たく申しましたならば、拂うべきところは拂はずに、はいつてきたやつは手もとに残しておくと

いふような勘定でございませうので、その金額がどのくらいになるかといふことを承知したかつたのであります。いづれまた次の機会に豫算總會でも聴きたいと思つておられますが、今日大體のことでもわかりまして、私が今日お尋ねするのはなほ無理かと思ひますが、この機会に承つておきたい

と思つておられます。相當なる金額になると思ふ。二百萬トンのものを國民に渡し

てしまふといつたならば、それに對する代金といふものは相當なものだと思ふ。それがどうなつておられるかといふことを國民は知りたのであります。どつちかといふと、すぐ支拂うべきものは支拂わなければならぬのが、あれだけたくさん食糧を、一厘も支拂いせずして國內で消費してしまつて、消費者からは相當の代金をとるのであるから、その金額は莫大なものだと思ふ。それが表面に現れずして、收支の勘定を怠るようになる、あとから大穴が開いてくるわけでありませうが、國民にいたしまして、この食糧飢饉の際には相談しなければならませう。そういうことも知つております。また一厘入れて食糧増産にも力を出す。はなはだこの席でこつたことをお尋ねするのはどうかと思ひます。けれども、もしおわかりでしたら、どれだけの金を食糧管理局において使

ひます。會計の方でわかりませうでし

ようか。

○清井政府委員 ただいま河合委員の御質問、まことに御もつともな點があるものであります。ただいま私の手もとに數字がございませうので、正確なお答へをいたしなれるのでございませう。ただいまの輸入食糧の代金等全部これは食糧管理の特別會計において一括して經理をいたしておる次第であります。が、お話の點もありました通り、輸入食糧の代金につきましては、單に會計だけの問題でなくて、いわゆる貿易關係全體の問題とが非常に關連をいたしておるので、先般の長官の答へも

御期待に副うような正確なお答へがで

きなかつたかと存じておるのであります。ただいま私もその點につきましては資料も持合せておりませうので、正確なお答へをいたしなれるのであります。が、適當な機会にまたお答へをいたしたいと思ひます。

○河合委員 實はうかつかりしております。國民もこの點にあまり注意をしていない。注意を喚起するためにも、實はこの間豫算總會で質問したわけでありませう。懇請してもらつて、國民はそれに對して代金を拂う。役所でそれを途中で使つてしまふといふことを、いつまでも續けたら、まかつた國民のためによくないと思ひます。そこで國民に注意を喚起するといふような意味で質問したのであります。もしその數字でもわかりましたら、國民の覺悟が變つてくると思つたのであります。尋ねたのであります。ただいま御答辭によりませうと、他の機会にそれを知らすといふことであります。どうぞ國會に適當な機会に御發表を願ひたいと思ひます。

○竹山委員長 河合委員の御質問もつともであります。これは委員長

においても責任をもつて政府と折衝して御満足いく方法をとりたいと思ひます。先ほど河合委員の御注意まことに感謝をいたします。さういふ意味ではなく、説明の補足の意味で質問をいたしておりました。委員の質問の時間を割きましたことをおわびをいたします。今後注意をいたします。それでは本日はこれにて散會をいたします。午後四時十三分散會